



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年3月18日火曜日 第593号

### ◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定..... (健康増進課) ... 157  
 指定自立支援医療機関の所在地の変更..... ( " ) ... 157  
 知事指定薬物の指定の失効..... (薬務衛生課) ... 157  
 監視伝染病発生予防検査の実施..... (畜産課) ... 158  
 監視伝染病の発生予防のための注射の実施(2件)..... ( " ) ... 158  
 都市計画の変更(名称のみの変更)(4件)..... (都市計画課) ... 158  
 都市計画の変更(名称変更を伴う一部変更)..... ( " ) ... 159  
 土地改良区連合役員の就退任の届出..... (中予地方局農村整備第一課) ... 159

### 公 告

争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ... 160

### 県 議 会 告 示

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正..... (議会事務局) ... 160

### 告 示

#### ○愛媛県告示第183号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和7年3月18日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等				訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地			
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	代表取締役 高 畠 毅	ツクイ今治訪問看護ステーション	今治市共栄町2-2-1 しまなみビルヂング6階	精神通院医療	令和7年3月1日	

#### ○愛媛県告示第184号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和7年3月18日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地		担当する医療の種類	変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後		
訪問看護ステーションデューン松山	松山市道後町2丁目12-1 CIITY & FRONTビル103号室	松山市朝生田町1丁目11-12口イヤルハイツ朝生田101	精神通院医療	令和7年2月18日

#### ○愛媛県告示第185号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53号)第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和7年3月18日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N,N-ジエチル-6-メチル-1-[3-(トリメチルシリル)プロパノイル]-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】1S-LSD

- (2) N-メチル-N-プロピルトリプタミン及びその塩類

【通称名】MPT、Methylpropyltryptamine

- (3) 5-ニトロ-2-[ (4-プロボキシフェニル)メチル]-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類

【通称名】Protonitazepyne、N-Pyrrolidino protonitazene

#### 2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

#### 3 失効の日

令和7年3月15日

○愛媛県告示第186号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症等の検査を次のとおり実施する。

令和7年3月18日

愛媛県知事 中村時広

1 実施の目的

ヨーネ病、伝達性海綿状脳症等の発生の状況及び動向を把握し、その発生を予防するため

2 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲並びに実施する区域

(1) 牛のヨーネ病

Table with 2 columns: 実施の対象となる牛の範囲, 実施する区域. Rows include 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛, 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛, 3 その他知事の指定する牛.

(2) 牛の伝達性海綿状脳症

Table with 2 columns: 実施の対象となる牛の死体の範囲, 実施する区域. Row: 死亡した牛の死体のうち、牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出の対象となるもの。ただし、同法同条第2項ただし書きに該当するものを除く。

(3) 知事の指定するその他の疾病

Table with 2 columns: 実施の対象となる家畜又はその死体の範囲, 実施する区域. Row: 知事の指定する家畜

3 実施の期日

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

(1) ヨーネ病、伝達性海綿状脳症

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）に定める方法

(2) 知事の指定するその他の疾病

知事の指定する方法

○愛媛県告示第187号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、流行性脳炎の発生予防のための注射を次のとおり実施する。

令和7年3月18日

愛媛県知事 中村時広

1 実施の対象となる豚の範囲及び実施する区域

Table with 2 columns: 実施の対象となる豚の範囲, 実施する区域. Row: 知事の指定する豚, 県下一円

2 実施の期日

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

3 注射の方法

ワクチン接種法

○愛媛県告示第188号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、豚熱の発生予防のための注射を次のとおり実施する。

令和7年3月18日

愛媛県知事 中村時広

1 実施の対象となる豚及びいのししの範囲並びに実施する区域

Table with 2 columns: 実施の対象となる豚及びいのししの範囲, 実施する区域. Row: 所轄の家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし, 県下一円

2 実施の期日

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

3 注射の方法

ワクチン接種法

○愛媛県告示第189号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和7年3月18日

愛媛県知事 中村時広

都市計画の種類及び名称

Table with 2 columns: 変更前, 変更後. Rows list various road lines such as 四国中央都市計画道路 3・2・1 塩谷川東線, 川之江都市計画道路 3・3・2 川東村松線, etc.

伊予三島都市計画道路 3・6・13井関通り線	四国中央都市計画道路 3・6・21井関通線
伊予三島都市計画道路 3・6・18寒川駅前線	四国中央都市計画道路 3・6・23寒川駅前線

○愛媛県告示第190号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
令和7年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
南予レクリエーション都市計画道路 1・4・1 保田高串線	宇和島都市計画道路 1・4・1 保田高串線
南予レクリエーション都市計画道路 1・4・3 宇和島津島線	宇和島都市計画道路 1・4・3 宇和島津島線
南予レクリエーション都市計画道路 3・4・3 栄町港丸の内線	宇和島都市計画道路 3・4・3 栄町港丸の内線
南予レクリエーション都市計画道路 3・6・4 柿原曙町線	宇和島都市計画道路 3・6・4 柿原曙町線
南予レクリエーション都市計画道路 3・4・5 栄町港保田線	宇和島都市計画道路 3・4・5 栄町港保田線
南予レクリエーション都市計画道路 3・5・6 栄町港築地町線	宇和島都市計画道路 3・5・6 栄町港築地町線
南予レクリエーション都市計画道路 3・5・8 中沢町榎形町線	宇和島都市計画道路 3・5・8 中沢町榎形町線
南予レクリエーション都市計画道路 3・5・9 新町明倫町線	宇和島都市計画道路 3・5・9 新町明倫町線
南予レクリエーション都市計画道路 3・5・10 恵美須町築地町線	宇和島都市計画道路 3・5・10 恵美須町築地町線
南予レクリエーション都市計画道路 3・5・12 文京町線	宇和島都市計画道路 3・5・12 文京町線
南予レクリエーション都市計画道路 3・3・28 国道近家線	宇和島都市計画道路 3・3・28 国道近家線
南予レクリエーション都市計画道路 3・5・30 高田近家線	宇和島都市計画道路 3・5・30 高田近家線
南予レクリエーション都市計画道路 3・4・32 大浦1号線	宇和島都市計画道路 3・4・32 大浦1号線
南予レクリエーション都市計画道路 7・6・15 坂下津1号線	宇和島都市計画道路 7・6・15 坂下津1号線
南予レクリエーション都市計画道路 7・6・16 坂下津2号線	宇和島都市計画道路 7・6・16 坂下津2号線

○愛媛県告示第191号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
令和7年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
南予レクリエーション都市計画公園 5・7・2 第2号南予レクリエーション都市公園	宇和島都市計画公園 5・6・2 第2号南予レクリエーション都市公園
南予レクリエーション都市計画公園 5・6・4 第4号南予レクリエーション都市公園	宇和島都市計画公園 5・5・3 第4号南予レクリエーション都市公園
南予レクリエーション都市計画公園 7・7・2 第6号南予レクリエーション都市公園	宇和島都市計画公園 7・6・2 第6号南予レクリエーション都市公園
南予レクリエーション都市計画公園 9・5・1 第1号南予レクリエーション都市公園	宇和島都市計画公園 9・5・1 第1号南予レクリエーション都市公園

○愛媛県告示第192号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
令和7年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
南予レクリエーション都市計画公園 5・8・3 第3号南予レクリエーション都市公園	愛南都市計画公園 5・6・1 第3号南予レクリエーション都市公園
南予レクリエーション都市計画公園 5・5・5 第5号南予レクリエーション都市公園	愛南都市計画公園 5・5・2 第5号南予レクリエーション都市公園
愛南都市計画公園 5・6・7 第7号南予レクリエーション都市公園	愛南都市計画公園 5・6・3 第7号南予レクリエーション都市公園

○愛媛県告示第193号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
令和7年3月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
新居浜都市計画道路 3・6・22 西原松神子線	新居浜都市計画道路 3・5・22 西原松神子線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 新居浜市新須賀町1丁目、新須賀町2丁目、新須賀町4丁目、南小松原町、東雲町1丁目、高津町の各一部
- (2) 削除する部分 新居浜市松木町、東雲町1丁目の各一部

○愛媛県告示第194号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、道前後土地改良区連合から次のとおり役員が、退任した旨の届出があった。

令和7年3月18日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	玉井 敏久	西条市丹原町高松甲1351番地1
"	福島 清繁	伊予郡松前町大字西古泉76番地

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長松岡孝典から次のとおり争

議行為を行う旨の通知が令和7年3月6日あったので公表する。

令和7年3月18日

愛媛県知事 中村 時広

- 1 事件 2025年度賃金引上げ・その他に関する事項
- 2 日時 2025年3月22日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

法人名	所在地
一般財団法人 創精会	松山市美沢1-10-38

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

県 議 会 告 示

○愛媛県議会告示第1号

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年3月愛媛県議会告示第2号）の一部を改正する告示を次のように改正し、令和7年3月24日から施行する。

この規程の施行の際現に改正前の愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程様式第3号、様式第12号及び様式第17号の規定により提出されている書類は、それぞれ改正後の愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程様式第3号、様式第12号及び様式第17号の規定により提出された書類とみなす。

令和7年3月18日

愛媛県議会議長 三宅 浩正

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(個人識別符号)</p> <p><b>第3条</b> 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等</p> <p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する加入者等記号・番号等</p> <p>(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する加入者等記号・番号等</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号</p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する加入者等記号・番号等</p> <p>(12)・(13) 省略</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する加入者等記号・番号等</p> <p>(15)～(17) 省略</p> <p><b>様式第3号</b>（第8条関係） 保有個人情報開示請求書</p> <p>(表) 省略</p> <p>(裏) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 本人確認等</p>	<p>(個人識別符号)</p> <p><b>第3条</b> 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号</p> <p>(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号</p> <p>(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号</p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号</p> <p>(12)・(13) 省略</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号</p> <p>(15)～(17) 省略</p> <p><b>様式第3号</b>（第8条関係） 保有個人情報開示請求書</p> <p>(表) 省略</p> <p>(裏) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 本人確認等</p>

(1) 次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求者本人確認書類 運転免許証

省略

(2)・(3) 省略

5 省略

注意

1 請求書を送付して請求をする場合にあっては、上記請求者本人確認書類（法定代理人又は任意代理人が請求をする場合にあっては、請求者本人確認書類及び請求資格確認書類）の写しに加えて住民票の写し（開示請求の日前30日以内に交付されたものに限る。）等を添付してください。なお、個人番号カードの写しを提出する場合にあっては表面のみを複写し、住民票の写しを提出する場合（当該住民票に個人番号の記載があるときに限る。）にあっては当該個人番号を黒塗りにし、健康保険の資格確認書等の写しを提出する場合にあっては保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りしてください。

2・3 省略

様式第4号（第8条関係） 保有個人情報開示決定通知書  
様式第4号（その1）

（表）

省略

1 開示請求に係る保有個人情報の内容

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛媛県議会議長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として提起することができます。ただし、(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

2 省略

（裏）

(1) 次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求者本人確認書類 運転免許証  
健康保険被保険者証（住所の記載があるものに限る。）

省略

(2)・(3) 省略

5 省略

注意

1 請求書を送付して請求をする場合にあっては、上記請求者本人確認書類（法定代理人又は任意代理人が請求をする場合にあっては、請求者本人確認書類及び請求資格確認書類）の写しに加えて住民票の写し（開示請求の日前30日以内に交付されたものに限る。）等を添付してください。なお、個人番号カードの写しを提出する場合にあっては表面のみを複写し、住民票の写しを提出する場合（当該住民票に個人番号の記載があるときに限る。）にあっては当該個人番号を黒塗りにし、健康保険被保険者証の写しを提出する場合にあっては保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りしてください。

2・3 省略

様式第4号（第8条関係） 保有個人情報開示決定通知書  
様式第4号（その1）

（表）

省略

1 開示請求に係る保有個人情報の内容

- (1) 開示の実施の方法
- (2) 事務所（窓口）における開示を実施することができる日時及び場所  
期間：  
時間：  
場所：
- (3) 写しの作成に要する費用 円
- (4) 写しの送付に要する費用 円
- (5) 写しの送付を希望する場合の準備日数 日

2 省略

3 開示の実施の方法等

- (1) 開示の実施の方法
- (2) 事務所（窓口）における開示を実施することができる日時及び場所  
期間：  
時間：  
場所：
- (3) 写しの作成に要する費用 円
- (4) 写しの送付に要する費用 円
- (5) 写しの送付を希望する場合の準備日数 日

（裏）

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法

(2) 事務所（窓口）における開示を実施することができる日時及び場所

期間：

時間：

場所：

(3) 写しの作成に要する費用 \_\_\_\_\_ 円

(4) 写しの送付に要する費用 \_\_\_\_\_ 円

(5) 写しの送付を希望する場合の準備日数 \_\_\_\_\_ 日

4 省略

注意 省略

様式第12号（第8条関係） 保有個人情報訂正請求書

（表） 省略

（裏）

3 本人確認等

(1) 次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求者本人確認書類 運転免許証

省略

(2)・(3) 省略

4 省略

注意

1 請求書を送付して請求をする場合にあっては、上記請求者本人確認書類（法定代理人又は任意代理人が請求をする場合にあっては、請求者本人確認書類及び請求資格確認書類）の写しに加えて住民票の写し（訂正請求の日前30日以内に交付されたものに限る。）等を添付してください。なお、個人番号カードの写しを提出する場合にあっては表面のみを複写し、住民票の写しを提出する場合（当該住民票に個人番号の記載があるときに限る。）にあっては当該個人番号を黒塗りにし、健康保険の資格確認書等の写しを提出する場合にあっては保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

2・3 省略

様式第17号（第8条関係） 保有個人情報利用停止請求書

（表） 省略

（裏）

3 本人確認等

(1) 次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求者本人確認書類 運転免許証

省略

4 省略

注意 省略

様式第12号（第8条関係） 保有個人情報訂正請求書

（表） 省略

（裏）

3 本人確認等

(1) 次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求者本人確認書類 運転免許証  
健康保険被保険者証（住所の記載があるものに限る。）  
省略

(2)・(3) 省略

4 省略

注意

1 請求書を送付して請求をする場合にあっては、上記請求者本人確認書類（法定代理人又は任意代理人が請求をする場合にあっては、請求者本人確認書類及び請求資格確認書類）の写しに加えて住民票の写し（訂正請求の日前30日以内に交付されたものに限る。）等を添付してください。なお、個人番号カードの写しを提出する場合にあっては表面のみを複写し、住民票の写しを提出する場合（当該住民票に個人番号の記載があるときに限る。）にあっては当該個人番号を黒塗りにし、健康保険被保険者証の写しを提出する場合にあっては保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

2・3 省略

様式第17号（第8条関係） 保有個人情報利用停止請求書

（表） 省略

（裏）

3 本人確認等

(1) 次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求者本人確認書類 運転免許証  
健康保険被保険者証（住所の記載があるものに限る。）  
省略

(2)・(3) 省略

4 省略

注意

- 1 請求書を送付して請求をする場合にあつては、上記請求者本人確認書類（法定代理人又は任意代理人が請求をする場合にあつては、請求者本人確認書類及び請求資格確認書類）の写しに加えて住民票の写し（利用停止請求の日前30日以内に交付されたものに限る。）等を添付してください。なお、個人番号カードの写しを提出する場合にあつては表面のみを複写し、住民票の写しを提出する場合（当該住民票に個人番号の記載があるときに限る。）にあつては当該個人番号を黒塗りにし、健康保険の資格確認書等の写しを提出する場合にあつては保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りしてください。

2・3 省略

(2)・(3) 省略

4 省略

注意

- 1 請求書を送付して請求をする場合にあつては、上記請求者本人確認書類（法定代理人又は任意代理人が請求をする場合にあつては、請求者本人確認書類及び請求資格確認書類）の写しに加えて住民票の写し（利用停止請求の日前30日以内に交付されたものに限る。）等を添付してください。なお、個人番号カードの写しを提出する場合にあつては表面のみを複写し、住民票の写しを提出する場合（当該住民票に個人番号の記載があるときに限る。）にあつては当該個人番号を黒塗りにし、健康保険被保険者証の写しを提出する場合にあつては保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りしてください。

2・3 省略